

佐倉市条例第 号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成13年佐倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第153号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。